

お詫びと訂正

弊社刊行の『社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験ワークブック 2016〔共通科目編〕』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。(2016年12月6日更新)

| 該当頁 | 該当箇所 | 誤 | 正 | 備考 |
|-------|-----------------------------------|----------------------|-----------------|------------------|
| 319 頁 | 項目 155 の 4 行目 | <u>30 万円を超える</u> 医療費 | <u>すべての</u> 医療費 | 2016/01/07 更新 |
| 326 頁 | 実力チェック！ 一問一答㊦の解答欄 | <u>3.5</u> % | <u>0.35</u> % | 2016/01/07 更新 |
| 486 頁 | 表 14 保健・医療・福祉関係 の資格・職種の業務分野 | ※表 14 を次葉の表に修正します。 | | 2016/12/06 更新 |

保健師、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の役割

表14 保健・医療・福祉関係の資格・職種の業務分野

| 資格名（根拠法） | 任務・業務分野 |
|---------------------------|---|
| 医師 （医師法） | ○医療および保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上および増進に寄与し、国民の健康な生活を確保する。 ○医師でなければ、医業をなしてはならない。 （医師法第17条（業務独占）・第18条（名称独占）） |
| 歯科医師 （歯科医師法） | ○歯科医療および保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上および増進に寄与し、国民の健康な生活を確保する。 ○歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。 （歯科医師法第17条（業務独占）・第18条（名称独占）） |
| 薬剤師 （薬剤師法） | ○調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上および増進に寄与し、国民の健康な生活を確保する。 ○薬剤師でない者は、販売または授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師もしくは歯科医師、獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りではない。 （薬剤師法第19条（業務独占）・第20条（名称独占）） |
| 保健師 （保健師助産師看護師法） | ○保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者。 ○保健師でない者は、保健師またはこれに類似する名称を用いて、上記の業をしてはならない。 ○保健師は、非看護師の療養上の世話または診療の補助に係る業務禁止行為規定を免除される。 （保健師助産師看護師法第29条・第42条の3（名称独占）） |
| 助産師 （保健師助産師看護師法） | ○助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子。 ○助産師でない者は、上記の業をしてはならない。 ○助産師は、非看護師の療養上の世話または診療の補助に係る業務禁止行為規定を免除される。 ○助産師は、妊婦、産婦、じょく婦、胎児または新生児に異常があると認めるときは、医師の診察を要し、自らこれらの者に対して処置してはならない。ただし、臨時応急の手当てはこの限りではない。 （保健師助産師看護師法第30条（業務独占）・第42条の3（名称独占）） |
| 看護師 （保健師助産師看護師法） | ○傷病者もしくはじょく婦に対する療養上の世話または診療の補助を行うことを業とする者。 ○看護師でない者は、上記の業をしてはならない。 （保健師助産師看護師法第31条（業務独占）・第42条の3（名称独占）） |
| 診療放射線技師 （診療放射線技師法） | ○医師または歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射することを業とする者。 ○医師、歯科医師または放射線技師でなければ、上記の業をしてはならない。 ○保健師助産師看護師法（以下、保助看法）の規定にかかわらず、診療の補助として磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって政令で定める検査を行うことを業とすることができる。 （診療放射線技師法第24条（業務独占）・第25条（名称独占）） |
| 臨床検査技師 （臨床検査技師等に関する法律） | ○医師または歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査および省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者。 ○保助看法の規定にかかわらず、診療の補助として採血および検体採取ならびに生理学的検査を行うことを業とすることができる。 （臨床検査技師法第20条（名称独占）） |
| 理学療法士 （理学療法士及び作業療法士法） | ○医師の指示の下に、身体に障害のある者に対して、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、および電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える理学療法を行うことを業とする者。 ○保助看法の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法を行うことを業とすることができる。 （理学療法士及び作業療法士法第17条（名称独占）） |
| 作業療法士 （理学療法士及び作業療法士法） | ○医師の指示の下に、身体または精神に障害のある者に対して、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる作業療法を行うことを業とする者。 ○保助看法の規定にかかわらず、診療の補助として作業療法を行うことを業とすることができる。 （理学療法士及び作業療法士法第17条（名称独占）） |
| 視能訓練士 （視能訓練士法） | ○医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練およびこれに必要な検査を行うことを業とする者。 ○医師の指示の下に、上記の業務のほか、眼科に係る検査を行うことを業とすることができる。 ○保助看法の規定にかかわらず、診療の補助として両眼視機能の回復のための矯正訓練およびこれに必要な検査並びに眼科検査を行うことを業とすることができる。 （視能訓練士法第20条（名称独占）） |
| 言語聴覚士 （言語聴覚士法） | ○音声機能、言語機能または聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査および助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。 ○保助看法の規定にかかわらず、診療の補助として医師または歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整その他省令で定める行為を行うことを業とすることができる。 （言語聴覚士法第45条（名称独占）） |
| 臨床工学技士 （臨床工学技士法） | ○医師の指示の下に、生命維持管理装置（人の呼吸、循環または代謝の機能の一部を代替、または補助することが目的とされている装置）の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続または身体からの除去であって政令で定めるものを含む）および保守点検を行うことを業とする者。 ○保助看法の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。 （臨床工学技士法第41条（名称独占）） |
| 義肢装具士 （義肢装具士法） | ○医師の指示の下に、「義肢」（上肢または下肢の全部または一部に欠損のある者に装着して、その欠損を補填し、またはその欠損により失われた機能を代替するための器具器械）および「装具」（上肢もしくは下肢の全部もしくは一部または体幹の機能に障害のある者に装着して、当該機能を回復させ、もしくはその低下を抑制し、または当該機能を補完するための器具器械）の装着部位の採型並びに義肢および装具の製作および身体への適合を行うことを業とする者。 ○保助看法の規定にかかわらず、診療の補助として義肢および装具の装着部位の採型並びに義肢および装具の身体への適合を行うことを業とすることができる。 （義肢装具士法第41条（名称独占）） |
| 救急救命士 （救急救命士法） | ○医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者。 ○「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがありまたはその生命が危険な状態にある傷病者が病院または診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、またはその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。 ○保助看法の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができる。 ○医師の具体的な指示を受けなければ、省令で定める救急救命処置を行ってはならない。 ○救急用自動車その他重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの以外の場所においてその業務を行ってはならない（ただし例外事項あり）。 （救急救命士法第48条（名称独占）） |
| 歯科衛生士 （歯科衛生士法） | ○歯科医師の指導の下、歯牙および口腔の疾患の予防処置として、(1)歯牙露出面および正常な歯茎の遊離縁下の付着物および沈着物を機械的操作によって除去すること、(2)歯牙および口腔に対して薬物を塗布することを行うことを業とする者。 ○保助看法の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。 ○歯科保健指導をなすことを業とすることができる。 ○歯科衛生士でなければ、上記(1)(2)の業をしてはならない。 （歯科衛生士法第13条（業務独占）・第13条の7（名称独占）） |
| 歯科技工士 （歯科技工士法） | ○歯科技工を業とする者。 ○「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物または矯正装置を作成し、修理し、または加工することをいう。ただし、歯科医師がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。 ○歯科医師または歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってはならない。 （歯科技工士法第17条（業務独占）） |
| 社会福祉士 （社会福祉士及び介護福祉士法） | ○専門的知識および技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者または医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡および調整その他の援助を行うことを業とする者。 （社会福祉士及び介護福祉士法第48条（名称独占）） |
| 介護福祉士 （社会福祉士及び介護福祉士法） | ○専門的知識および技術をもって、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者およびその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者。 （社会福祉士及び介護福祉士法第48条（名称独占）） |
| 精神保健福祉士 （精神保健福祉士法） | ○精神障害者の保健および福祉に関する専門的知識および技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害者の医療を受け、または精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定する地域相談支援をいう。）の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者。 （精神保健福祉士法第42条（名称独占）） |